

号外第5 (令和5年3月31日発行)	発行日 5日、15日、25日
<h1>横 浜 市 報</h1>	発行所
	横浜市役所 横浜市中区本町6丁目50番地の10

目 次

頁

[条例]

△	横浜市事務分掌条例の一部を改正する条例【総務局人事課】	3
△	横浜市職員定数条例等の一部を改正する条例【総務局人事課】	4
△	横浜市小児の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例【健康福祉局医療援助課】	5
△	横浜州市庁舎整備基金条例を廃止する条例【総務局管理課】	7

---

条 例

---

次に掲げる条例を公布する。

令和5年3月31日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 横浜市事務分掌条例の一部を改正する条例
- 2 横浜市職員定数条例等の一部を改正する条例
- 3 横浜市小児の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
- 4 横浜市市庁舎整備基金条例を廃止する条例

## 横 浜 市 条 例 第 9 号

横 浜 市 事 務 分 掌 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

横 浜 市 事 務 分 掌 条 例 ( 昭 和 26 年 10 月 横 浜 市 条 例 第 44 号 ) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

第 1 条 中 「、ス ポ ー ツ」 を 削 り、「文 化 観 光 局」 を 「に ぎ わ い ス ポ ー ツ 文 化 局」 に、「文 化、」 を 「ス ポ ー ツ、文 化、」 に、「、保 健 及 び 衛 生」 を 「及 び 健 康 増 進」 に、

「(1) 医 療 に 係 る 総 合 的 な 企 画、調 整 及 び 推 進 に 関 す る 事 項」 を

「(1) 医 療 に 係 る 総 合 的 な 企 画、調 整 及 び 推 進 に 関 す る 事 項

(2) 保 健 及 び 衛 生 に 関 す る 事 項」

に 改 め る 。

附 則

( 施 行 期 日 )

1 この 条 例 は、令 和 5 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

( 横 浜 市 ス ポ ー ツ 推 進 審 議 会 条 例 の 一 部 改 正 )

2 横 浜 市 ス ポ ー ツ 推 進 審 議 会 条 例 ( 昭 和 37 年 3 月 横 浜 市 条 例 第 8 号 ) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

第 9 条 中 「市 民 局」 を 「に ぎ わ い ス ポ ー ツ 文 化 局」 に 改 め る 。

( 横 浜 市 予 防 接 種 事 故 対 策 調 査 会 条 例 の 一 部 改 正 )

3 横 浜 市 予 防 接 種 事 故 対 策 調 査 会 条 例 ( 昭 和 41 年 10 月 横 浜 市 条 例 第 46 号 ) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

第 9 条 中 「健 康 福 祉 局」 を 「医 療 局」 に 改 め る 。

( 横 浜 市 感 染 症 診 査 協 議 会 条 例 の 一 部 改 正 )

4 横 浜 市 感 染 症 診 査 協 議 会 条 例 ( 平 成 11 年 2 月 横 浜 市 条 例 第 2 号 ) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

第 9 条 中 「健 康 福 祉 局」 を 「医 療 局」 に 改 め る 。

## 横 浜 市 条 例 第 10 号

横 浜 市 職 員 定 数 条 例 等 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

( 横 浜 市 職 員 定 数 条 例 の 一 部 改 正 )

第 1 条 横 浜 市 職 員 定 数 条 例 ( 昭 和 28 年 4 月 横 浜 市 条 例 第 13 号 ) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

第 2 条 第 1 項 第 1 号 中 「 16,791 人 」 を 「 16,742 人 」 に 、 「 1,530 人 」 を 「 1,532 人 」 に 改 め 、 同 項 第 3 号 中 「 19,317 人 」 を 「 19,530 人 」 に 改 め 、 同 項 第 4 号 中 「 15 人 」 を 「 16 人 」 に 、 「 16 人 」 を 「 17 人 」 に 改 め 、 同 項 第 8 号 中 「 3,639 人 」 を 「 3,665 人 」 に 、 「 3,640 人 」 を 「 3,666 人 」 に 改 め 、 同 項 第 9 号 中 「 1,520 人 」 を 「 1,500 人 」 に 改 め 、 同 項 第 11 号 中 「 1,651 人 」 を 「 1,671 人 」 に 改 め る 。

( 地 方 公 務 員 法 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 の 施 行 に 伴 う 関 係 条 例 の 整 備 に 関 す る 条 例 附 則 第 30 項 の 規 定 に よ り な お そ の 効 力 を 有 す る も の と さ れ た 同 条 例 第 6 条 の 規 定 に よ る 改 正 前 の 横 浜 市 職 員 定 数 条 例 の 一 部 改 正 )

第 2 条 地 方 公 務 員 法 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 の 施 行 に 伴 う 関 係 条 例 の 整 備 に 関 す る 条 例 ( 令 和 4 年 9 月 横 浜 市 条 例 第 26 号 ) 附 則 第 30 項 の 規 定 に よ り な お そ の 効 力 を 有 す る も の と さ れ た 同 条 例 第 6 条 の 規 定 に よ る 改 正 前 の 横 浜 市 職 員 定 数 条 例 の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

第 2 条 第 2 項 中 「 45,742 人 」 を 「 45,933 人 」 に 、 「 2,484 人 」 を 「 2,542 人 」 に 改 め る 。

附 則

こ の 条 例 は 、 令 和 5 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

## 横浜市条例第11号

横浜市小児の医療費助成に関する条例の一部を改正する  
条例

横浜市小児の医療費助成に関する条例（平成6年9月横浜市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「いい、小児を次のように分ける」を「いう」に改め、同項各号を削り、同条第5項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項第1号中「。この場合において、父及び母がともに当該父及び母の子である小児を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該小児は、当該父又は母のうちいずれか当該小児の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 この条例において「児童」とは、小児のうち15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者以外のものをいう。

第3条第1項中「前条第3項第1号」を「前条第4項第1号」に改める。

第4条を次のように改める。

（医療費の助成）

第4条 横浜市は、対象小児が医療取扱機関において保険各法により医療を受ける場合に要する費用（食事療養に係る費用を除く。）のうち、当該対象小児の保護者が負担すべき額（以下「自己負担額」という。）に相当する額を助成する。

2 前項の規定にかかわらず、自己負担額について、他の法令等の規定により給付を受けられることができる場合は、当該給付を受けられることができる限度において、この条例による助成は行わない。

第5条中「対象小児のうちの乳児（以下「対象乳児」という。）又は対象幼児等」を「対象小児（児童を除く。次条第1項及び第7条において同じ。）」に改める。

第6条第1項中「対象乳児又は対象幼児等」を「対象小児」に改め、同条第2項中「対象児童に係る」を「対象小児のうちの児童（以下「対象児童」という。）に係る」に改める。

第7条中「対象乳児又は対象幼児等」を「対象小児」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年8月1日から施行する。

（準備行為）

2 この条例による改正後の横浜市小児の医療費助成に関する条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく医療証の交付の申請

の 手 続 そ の 他 の こ の 条 例 の 施 行 の た め に 必 要 な 準 備 行 為 は 、 こ の 条 例 の 施 行 の 日 ( 以 下 「 施 行 日 」 と い う 。 ) 前 に お い て も 行 う こ と が で き る 。

( 経 過 措 置 )

- 3 新 条 例 の 規 定 は 、 施 行 日 以 後 に 対 象 小 児 が 受 け た 医 療 に 係 る 費 用 の 助 成 に つ い て 適 用 し 、 施 行 日 前 に 対 象 小 児 が 受 け た 医 療 に 係 る 費 用 の 助 成 に つ い て は 、 な お 従 前 の 例 に よ る 。

横 浜 市 条 例 第 12 号

横 浜 市 市 庁 舎 整 備 基 金 条 例 を 廃 止 す る 条 例

横 浜 市 市 庁 舎 整 備 基 金 条 例 （ 平 成 元 年 3 月 横 浜 市 条 例 第 12 号 ） は  
、 廃 止 す る 。

附 則

こ の 条 例 は 、 令 和 5 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。